

免許・資格

教育職員免許状（専修免許状）

1種免許状を取得している者が当該専修免許状に必要な単位（24単位以上）を修得して本研究科を修了すれば、専修免許状が取得できます。取得できる免許状の種類は以下の表のとおりです。

2種免許状を取得している者は、本研究科を修了しても専修免許状は取得できません。

ただし、当該専修免許状に必要な単位を修得して本研究科を修了後、さらに必要な単位を加えて1種免許状を取得した場合は、教育委員会に申請して専修免許状を取得することができます。

取得できる免許状の種類	教 科
幼稚園教諭専修免許状	
小学校教諭専修免許状	
中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，宗教
高等学校教諭専修免許	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，宗教
特別支援学校教諭専修免許状 (領域：知的障害者，肢体不自由者，病弱者)	

学校心理士の受験資格

本研究科に所属する学生は所定の単位を修得すれば、学校心理士の受験資格を得ることができます。